

特別分科会報告「過労死等防止啓発授業の実際」

報告者：古川 拓

1 報告者の取り組み

- (1) 京都・関西地方を中心に、中学・高校・専門学校・大学・大学院などで実施
公立，私立問わず受入れあり
- (2) 原則としてご遺族とセットで訪問
コロナ禍以降 Zoom による場合，DVD持参で弁護士のみによるものなど

2 授業の構成

- (1) タイムスケジュール
1 時限の時間数（中・高 50 分，大学・院等は 90 分が多い）にもよるが，
遺族と弁護士で半分ずつ話し，残り時間を質疑に充てている。
50 分授業だとかなりタイトなスケジュール
- (2) 内容の棲み分け
遺族は体験と過労死防止法制定の運動について，弁護士は過労死に関する統計や機
序，労災，訴訟制度，労働法知識全般などを中心に。
- (3) 授業の具体的内容
【末尾の PowerPoint 抜粋をご参照】
学校の性質，学校側の要望などによって多少アレンジする。
制度的前進が運動・裁判闘争によって勝ち取られたことを必ず伝えている。
- (4) 課題等
時間の制限上，「労働法関連の基礎知識」を伝える時間が足りない

3 今後の課題

- (1) 現状も将来も，「遺族の確保」が一番の悩み
この取り組みの核心であり，生徒・学生が自ら考えはじめる「起点」。
オンライン組入れなども含め，最大限ご参加いただける環境を整備すべき。
- (2) 「一発もの」ではない連続講義の可能性について
「良き隣人」としての感想・・・「励ましてあげたい」「力になりたい」

ア 労働法関連の基礎知識について話す時間が必要

イ 「極端・不運・非日常の災難」から「通常労働の延長線上にある事象」へ

⇒集中（連続）講義か、毎年1回×3年間というセットで学ぶ形式など

【授業に使用する PowerPoint の抜粋】

① そもそも「過労死」ってなに？

(1) 過労死とは

「**karoshi**」で通用する国際語（**オクスフォード辞典**にも掲載）

death brought on by overwork or job-related exhaustion

⇒「働きすぎによる疲労で体を壊して死ぬこと」（広い概念）

※どんな病気かに限らない

(2) 典型的な過労死

過労死防止法（過労死等防止対策推進法）

・**脳・心臓疾患**（脳梗塞、くも膜下出血、心筋梗塞、虚血性心疾患など）

・**精神障害**（うつ病、適応障害など）による**自殺**（自死）

③ 過労死はどのように発生するか

(1) 脳・心臓疾患

長い時間はたらく ⇒ **睡眠時間が奪われる**

⇒ 血管（**循環器系**）にダメージがたまる ⇒

※厳しい**環境**や**ストレス**なども悪影響

**発症・
死亡**

(2) 精神障害・自殺（自殺）

仕事上の**ストレス**や**長時間労働**

⇒ **うつ病・適応障害**などを**発病**

「**希死念慮**（死にたい気持ち）」の発生 ⇒

自殺

※「疫学的・統計学的」アプローチによる「因果関係」の研究

「過労死ライン（1か月80～100時間）」の具体例

(1) 平日、毎日午後10時まで残業し、土日は完全に休んだ。

(2) 平日は午後7時まで1時間だけ残業したが、
土日も休まず出勤して午前9時～午後6時まで働いた。

※平日を月～金曜日、午前9時～午後6時（休憩1時間）とする。

「過労死ライン(1か月80～100時間)」の具体例

- (1) 平日, 毎日午後10時まで残業し, 土日は完全に休んだ。
- (2) 平日は午後7時まで1時間だけ残業したが,
土日も休まず出勤して午前9時～午後6時まで働いた。

※平日を月～金曜日, 午前9時～午後6時(休憩1時間)とする。

残業代(時間外・深夜・休日など)

割増率の例

項 目	割増率	時給950円 ⇒ 割増時給
時間外(1日8時間, 1週40時間超)労働	25%	1,187 円
法定休日(週1日)労働	35%	1,282 円
深夜労働(22:00～翌6:00)	25%	1,187 円
1か月60時間超	50%	1,425 円
時間外労働+深夜労働	50%	1,425 円
休日労働+深夜労働	60%	1,520 円